

令和7年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

愛荘町長 有村 国知

市町村名 (市町村コード)	愛荘町 (254258)
地域名 (地域内農業集落名)	畠田 (畠田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畠田は認定農業者が地域農業に取り組み、担い手の確保はできている。
地元営農組織の人材確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦、大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

畠田における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を畠田地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

継続して集落や担い手の話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手の意見や希望を踏まえて、各種補助事業を利用して農地の区画拡大等の基盤整備を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

意欲のある新規就農者の確保、育成に努め、関係機関と連携を図り、新規就農者の定着に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

②緩効性肥料の導入により減肥料化に取り組んでいる。

⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み、農道や水路等を共同活動により保全している。